



介護あんしん 相談員だより

第24号 平成28年9月発行
発行：鳥栖地区広域市町村圏組合
(介護保険課 地域支援係)
連絡先：0942-81-3111

介護あんしん相談員は橋渡しをします！

施設に入居していると、ちょっとした不満や不安があっても、直接スタッフに言うことを遠慮してしまうことがあります。介護あんしん相談員は、ご本人やそのご家族が施設職員に直接は言いにくいことをお聞きしたり、客観的な目で見えて気づいた点や、気づいた点を施設側に伝えて問題の解決をはかります。



利用者さんや介護あんしん相談員の声からいくつかをご紹介します

(平成28年6月・7月)



～介護あんしん相談員の声より～

相談員：毎月「避難訓練」をされているのですか。

施設：建物が特殊(マンション改造)なので、いざという時にすぐ対応出来るよう、毎月訓練しております。

【鳥栖地区広域市町村圏組合より】



こちらの事業所では、防災避難訓練を毎月事業所内だけで実施されているそうです。事業所は特殊な建物なので、いざという時の為にも身体で覚えてもらいたいということ、とても良い取り組みだと感じました。

そこで、改めて鳥栖地区広域市町村圏組合での【非常災害対策】(抜粋)についての基準をご紹介します。

「事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関への通報及び連携体制の整備、避難、救出訓練の実施等の対策の万全を期さなければならない。

なお、収容人員(入居者と従業員)が10人以上となる認知症対応型共同生活介護事業者は、防火管理者の選任が必要であり、事業所の防火管理者は消火訓練及び避難訓練を、年2回以上実施しなければならない。(根拠法令：消防法施行規則第3条第10項)

訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努め、消火、避難等に協力してもらえるような体制づくりをしておかなければならない。

また、小規模多機能型居宅介護事業者についても、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。」としております。

火災だけではなく、地震・大雨による土砂災害など、いつ発生するかわからないので、常日頃地域住民と連携をとり、協力してもらえるような体制づくりがとても大切です。



～利用者さんの声より～

利用者：部屋で本を読みたいけど、毎日部屋から出てこんといかん。

施設：認知症の方は、刺激や変化があった方がいいので、毎日デイサービスを利用しています。

【鳥栖地区広域市町村圏組合より】



毎日デイサービスに行かれている利用者さまなのですね。時には、ゆっくりと部屋で本を読みたいとおっしゃられているようです。

介護保険は要介護者(要支援者)の尊厳を保持し、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な介護サービスの提供を受けることができるとされています。(介護保険法第1条より抜粋)

毎日お出かけするのは、健康な若い方でも大変かもしれません。時には部屋でゆっくりする休日もいいですね。

施設職員さんは、利用者さまの日頃の様子を良くご存知なので、要望を把握し、自立を支援するための情報をケアマネジャーに提供していただくことで、適切なケアプランを作成する手助けをしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

利用者：知り合いの方の居室を訪ねたいけど、居室の名札の位置が高くて見えないのよ。

施設：設置環境を確認し、検討してみます。

【鳥栖地区広域市町村圏組合より】



利用者さまは、居室の名札が健常者目線で付けてあるため、部屋がわからなく、会いに行くことが出来ないとおっしゃられています。

施設側からは、「確かに、立った時の目線に名札が設置されていますので、車椅子の方からは少し高く感じるようです。他入居者からの意見も聞いたりしながら検討します。」との回答がありました。

名札の設置方法については、利用者様等の意見を尊重し状況に応じて工夫していただきたいと思います。利用者様によっては他の人の干渉を受けずに、居宅でくつろぎたいという方もいらっしゃるかと思います。

このことについては、災害などの非常時や、スムーズな安否確認など名札を付けることの意義について再度考慮しながら対応して頂ければと思います。

また、名前等の個人情報保護に関しては、施設側は他の来所者に対しても、「本人も職員も大事な人です。プライバシーを守り、思いやりを持って礼儀正しく接して下さい。」等のお願い文を、掲示する事も良いのではないのでしょうか。

206

鳥栖 花子 様



わたしたち、介護あんしん相談員は一人一人の小さな思いを、お伝えします。